

令和2年度佐賀県中小企業DXフラッグシップモデル創出事業費補助金（卸・物流業）
交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、デジタル技術によりビジネスモデルやライフスタイルを変革するDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が加速している状況を踏まえ、各産業分野（卸・物流業）に応じたDXフラッグシップモデルを創出し、県内全体にDXの取組を波及させることを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （1）佐賀県内に本社・本店を有する中小企業者（個人事業主は除く。）であること。なお、中小企業者等とは、中小企業支援法第2条第1項で規定する中小企業者とし、次のいずれかに該当する中小企業は除く。
 - ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
 - （2）主要な経済活動が卸売業又は物流業（日本標準産業分類中分類における50各種商品卸売業、51繊維・衣服等卸売業、52飲食料品卸売業、53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54機械器具卸売業、55その他の卸売業、44道路貨物運送業、47倉庫業。）であること。
- 2 前項の対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の対象事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、DXの取組が加速している状況を踏まえ、県内全体にDXの取組を波及させることを目的とした、各産業分野（卸・物流業）に応じたDXフラッグシップモデル創出への取組を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者が国又は地方公共団体又はその他民間団体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、令和3年5月14日とし、その提出部数は5部とする。
- 3 第1項による提出先は、次のとおりとする。

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

産業政策課 商業担当（中小企業DX補助金 申請書在中）

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、令和2年度佐賀県中小企業DXフラッグシップモデル創出事業費補助金（卸・物流業）審査要領に則り審査会を開き、審査会で決定された補助事業者に対し、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知する。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、審査会で付された意見等を反映させ、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金

の交付の決定をすることがある。

- 3 知事は、予算の範囲内において補助事業者を決定する。
- 4 当該申請に係る補助金の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、審査会から 30 日とする。

(補助金の交付条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の 10 万円以内の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）に基づき、県内企業と契約するよう努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後 5 年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管すること。
 - (7) 補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後 3 年間、県の要請に応じ、県内全体に D X の取組を波及させることを目的とした取組を実施すること。
 - (8) 当該補助事業の効果については事業期間の後に発現することが想定されることから、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後 3 年間、財務状況の変化や補助事業の効果等について、県からの情報提供要求に応じること。
- 2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。
 - 3 第 1 項第 4 号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。
 - 4 第 1 項第 5 号の規定により、知事に報告する場合の事故報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 7 条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日

から 10 日以内とする。

(債権譲渡の禁止)

第 9 条 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、県の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第 10 条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第 5 号のとおりとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 6 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30 日以内又は令和 4 年 3 月 4 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 県は、前条第 2 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知する。

2 県は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払で交付することができるものとする。ただし、概算払可能額は契約書等の契約金額の 4 分の 3 を上限とし、かつ、最大概算払可能額は補助金交付決定額の 2 分の 1 を上限とする。

2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 7 号（精算）のとおりとする。

3 規則第 15 条第 2 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 8 号（概算）のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 9 号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 県は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 16 条 取得財産等のうち、県が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する前に取得財産等を処分しようとするときには、知事の承認を受けなければならない。この場合の財産処分承認申請書は、様式第 10 号のとおりとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載

した様式第 11 号による「産業財産権等取得等届出書」を県に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除)

第 18 条 補助事業者が当該補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 109 号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 11 条の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第 1 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 11 条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 12 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(収益納付)

第 19 条 県は、補助事業者が補助事業の実施により事業期間内に相当の収益が生じたと認められたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から適用する。

別表1（第4条関係） 補助対象経費

補助対象経費の内容	D X推進のために必要な経費で、令和4年2月28日までに完了した次の経費とする。ただし、証拠書類等によって支払金額等が確認できる経費に限る。具体的な経費項目及び内訳については別表2に定めるとおりとする。なお、コンサルタントやベンダの選定にあたっては競争性、公平性を担保すること。
補助率 補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2以内。ただし、令和2年3月2日以降に、セーフティネット保証4号又は5号又は危機関連保証の承認を受けている場合は4分の3以内。 補助上限額：4,000万円以内 ※ 補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

別表2（第4条関係） 補助対象経費（経費項目ごと）

経費項目	内容
コンサルタント費	D Xフラッグシップモデル創出に資する取組を行うための、専門家によるコンサルティングに要する経費 (例) D X構想計画の策定やD Xによる組織改革のサポート、自社に適したシステム選定や導入の伴走支援 等
外部人材登用費	D Xフラッグシップモデル創出に資する取組を行うために、専門的な知見を持った人材を登用するために必要な経費 (例) 外部の人材をC D O (最高デジタル責任者)として採用する 等 (注) 既存社員 (I T部門担当者等) の給与は対象とならない。
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費 (請負契約) (例) クラウドシステム導入・運用に要する経費、工事費 等
物品購入費	事業実施に必要な物品 (ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの) の購入に必要な経費 (注1) 中古品の購入については、金額に関わらず、全て、2社以上からの相見積を行わなければならない。 (注2) 1件あたりの単価が50万円を超えるものについては様式第9号による取得財産等管理台帳を備えなければならない。
消耗品費	事業実施に必要な物品であり物品購入費に属さないもの (ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの) の購入に要する経費 (注) 受払簿にて購入日、購入量、使用日、使用量等の管理をすること。

使用料及び賃借料	事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 (注) 当該年度の事業に要する経費のみを補助対象とし、契約期間が当該年度を超える場合は、当該補助事業期間分に相当する経費とする。
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費